

集中管理公用車広告掲載仕様書

1 広告を掲載する公用車について

募集する公用車の台数	車両種別	公用車の指定について
10台 (先着順で1台から申込み可)	軽貨物	広告を掲載する公用車は市が指定する。

2 広告の規格等について

公用車に掲載する広告物は、広告主が作成、掲載、撤去を行うものとする。

広告の規格等	広告物は、公用車の両側面ドア（2面）に掲載するものとし、側面ドア（1面）につき、縦30cm×横50cmの範囲内とする。
広告の掲載方法	車体塗装は行わず、特殊フィルムの貼付によること。 特殊フィルムは、広告掲載期間中に車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材料とすること。
広告物の撤去等	広告物の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主は市に対し、生じた損害を賠償するものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の作成、掲載、撤去に要する費用は、広告主の負担とする。 ・ 鹿児島市屋外広告物条例（平成8年条例第4号）による広告物の許可申請等の手続きは、広告主の責任において行うこと。

3 広告掲載料等について

広告掲載料 (1台あたり)	月額4,200円（消費税を含む）に広告掲載期間の月数を乗じた額
広告掲載期間	3年以内（月単位）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載の開始日及び終了日は、市と広告主が協議のうえ定めるものとする。 ・ 広告の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業並びに法令等の規定に基づく車両の点検整備等に係る期間を含むものとする。

4 留意事項

公用車広告掲載申込書の提出	広告掲載開始希望月の前々月末までに提出してください。
表示について	広告枠上部の隅に「 広告 」と表示してください。（縦3cm×横5cm）
掲載が望ましくない業種又は業者、内容	<p>鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、集中管理公用車広告掲載募集要領の別表による。</p> <p><u>※掲載する広告は、鹿児島市の公用車としての品位を損なうことなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないことから、業種又は業者、内容については、鹿児島市の公用車としての品性を妨げず、景観に配慮するものとし、市民感情に悪影響を及ぼす恐れがあるものについては掲載できない場合があります。</u></p>
その他	鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、集中管理公用車広告掲載募集要領を遵守してください。